平成２８年（フ）第３９１号
岐阜市岩地１丁目７番12号、前住所愛知県名古屋市守山区大字上志段味字上島709番地
債務者　牧坂　裕子（旧姓堤）
1　決定年月日時　平成29年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月25日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１３５４号
名古屋市港区十一屋３丁目210番地　ウィペット・スクエア３Ｈ号
債務者　堀内　綾子
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檀浦　康仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５１号
北海道滝川市大町６丁目６番38号　Ｐｉｇｅｏｎ　102号室
債務者　嵐　　和美
1　決定年月日時　平成29年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
北海道滝川市本町１丁目６番26号　ハイツごとう　201号室
債務者　**𠮷**田　久志
1　決定年月日時　平成29年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第３号
北海道登別市若山町２丁目９番地３
債務者　駒井　　梓
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第３５５号
盛岡市八幡町13番50号　第２サンハイツ101号、旧住所盛岡市中野２丁目８番36号　グリーンプラザ105号
債務者　宮田　理絵
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２４９号
静岡県富士宮市中里東町224番地　光山荘42号
債務者　佐野　　剛
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第２４２号
愛知県岩倉市昭和町１丁目44番地５　コーポ七和102号
債務者　津下　一郎
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第５７号
福島県いわき市小名浜下神白字草木屋５番地の１　メゾン・ヴェルファイアⅢ105
債務者　遠藤　寿輝
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第１０７号
茨城県日立市諏訪町962番地１（県営諏訪ＡＰ６－205）
債務者　古村　　崇
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第２７０号
長崎県長崎市西坂町19番３号
債務者　森谷　樹哉
1　決定年月日時　平成29年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３号
大分県別府市上原町８番１号　グリーンハイツ701号
債務者　毛井さやか
1　決定年月日時　平成29年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２０１８号
名古屋市中川区高畑３丁目140番地　メゾン高畑202号
債務者　木下　順子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０６号
北海道小樽市真栄１丁目13番４号、前住所北海道小樽市潮見台１丁目９番４号
債務者　石ケ森優花
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第１０９号
北海道小樽市入船３丁目18番２号　山福ハイツ、前住所札幌市手稲区富丘２条３丁目３番11号　ロイヤルハウス富丘Ｃ－102号
債務者　山田　温啓
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第２６号
岩手県下閉伊郡山田町船越第２地割42　岩手県立陸中海岸青少年の家、住民票上の住所岩手県宮古市松山第８地割19番地１　松山荘
債務者　関口　久子
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
盛岡地方裁判所宮古支部